

千葉県子ども・若者支援協議会設置要綱

（目的）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、千葉県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は次の事項を所掌する。

- （1）支援の対象となる子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に關すること
- （2）支援の対象となる子ども・若者の支援に係る関係機関の相互連携・協力に關すること
- （3）支援の対象となる子ども・若者の支援に関する調査・研究及び支援にあたる人材の育成に關すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に關すること

（組織）

第3条 協議会は別表に掲げる構成機関・団体（以下「構成機関等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、千葉県環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する構成機関等の代表者がその職務を代行する。

（調整機関）

第4条 法第21条第1項に規定する知事が指定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、千葉県環境生活部県民生活課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
 - （1）協議会に関する事務の総括及び連絡調整に關すること
 - （2）その他協議会の円滑な運営に必要な事項に關すること

（会議）

第5条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

- 2 代表者会議は、構成機関等の代表者により構成する。
- 3 実務者会議は、構成機関等が推薦する実務者をもって構成する。
- 4 実務者会議の中に、必要に応じて調査・研究・検討等を行う委員会を置くことができる。
- 5 個別ケース検討会議は、千葉県子ども・若者総合相談センターが必要と認める場合に、当該ケースの支援に係る構成機関等の担当者に協力を求め、対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的に開催する。

（会議の開催）

第6条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認める場合は、別表に掲げる構成機関等以外の者を出席させ、協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は会議で知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（秘密保持義務）

第7条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。（一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。（一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。（一部改正）

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。（一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。（一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。（一部改正）

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。（一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。（一部改正）

(別表)

千葉県子ども・若者支援協議会構成機関		分野
県機関	千葉県健康福祉部 健康福祉政策課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 健康福祉指導課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 児童家庭課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 子育て支援課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課	福祉・医療
	千葉県健康福祉部 障害福祉事業課	福祉・医療
	千葉県商工労働部 雇用労働課	雇用
	千葉県商工労働部 産業人材課	雇用
	千葉県教育庁 企画管理部 教育政策課	教育
	千葉県教育庁 教育振興部 生涯学習課	教育
	千葉県教育庁 教育振興部 児童生徒安全課	教育
	千葉県教育庁 教育振興部 特別支援教育課	教育
	千葉県警察本部 生活安全部少年課	矯正・更生・保護
県支援機関	千葉県中核地域生活支援センター（代表）	福祉・医療
	千葉県中央児童相談所	福祉・医療
	千葉県精神保健福祉センター	福祉・医療
	千葉県ひきこもり地域支援センター	福祉・医療
	千葉県発達障害者支援センター(CAS)	福祉・医療
	千葉県子ども・若者総合相談センター	総合相談
	千葉若者キャリアセンター ジョブカフェちば	雇用
	ちば地域若者サポートステーション	雇用
	千葉県子どもと親のサポートセンター	教育
	千葉県警察本部 生活安全部少年課 少年センター	矯正・更生・保護
国機関	千葉家庭裁判所	矯正・更生・保護
	千葉少年鑑別所	矯正・更生・保護
	千葉地方法務局	人権擁護等
	千葉保護観察所	矯正・更生・保護
民間団体	特定非営利活動法人 キャリアデザイン研究所	民間団体
	特定非営利活動法人 KHJ千葉県なの花会	民間団体
	特定非営利活動法人 セカンドスペース	民間団体
	特定非営利活動法人 ネモチば不登校・ひきこもりネットワーク	民間団体
	特定非営利活動法人 1-ス・サポ-ト・センタ-・友懇塾	民間団体
	労働者協同組合 ワークーズコープ・センター事業団	民間団体
	千葉県弁護士会社会福祉委員会	民間団体
市	千葉市こども未来局こども未来部健全育成課	オブザーバー
	松戸市子ども部子ども居場所課	オブザーバー
	佐倉市こども支援部こども政策課	オブザーバー
	市原市教育委員会生涯学習課	オブザーバー
調整機関	千葉県環境生活部 県民生活課	総合